

平成 26 年法律第 92 号附則第 3 条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書

建築士事務所に所属する建築士について、平成 26 年法律第 92 号附則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 年 月 日  (宛先) 滋賀県知事 滋賀県建築士事務所協会会長  [記入注意]	一級 二級 建築士事務所 木造	登録番号	
	建築士事務所名称		
	開設者氏名又は名称		印
	建築士事務所所在地		(電話)

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(所属建築士名簿)

氏名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建築士 又は設備設計一級建 築士である場合に あつては、その旨	構造設計一級建築 士証又は設備設計 一級建築士証の交 付番号	所属した 年月日
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>					一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名